

発注方法の取扱いについて

1 目的

『発注方法の取扱いについて』は、三重県建設工事発注標準に基づく建設工事の発注にあたって、統一的な運用を図るために定めるものとする。

2 発注方法について

(1) 全ての建設工事の発注において、一般競争入札を適用する。

このうち、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令により定められる額（1,500万SDR）以上の工事（以下「WTO対象工事」という）については一般競争入札、それ以外の工事は条件付き一般競争入札とする。

ただし、次に該当する建設工事にあつては指名競争入札又は随意契約によることができるものとする。

①県民の生活の安全・安心の確保に資する工事

※公共施設の復旧工事など、早期完成により県民の生活の安全・安心の確保に資する工事。

②三重県建設工事随意契約指針に基づき発注する工事。

(2) 工事種別毎の発注方法については、別表1によるものとする。

ただし、公共工事の適正な施工の確保、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保などを目的として、発注機関の長の判断により、当該発注区分の上位区分の業者を入札に参加させることを妨げない。

また、WTO対象工事については、別途県庁事業課と協議すること。

(3) 専門性を有する工事の分離発注について

入札契約適正化法の主旨を踏まえ、専門性を有する工事については、工程や施工条件等を勘案し困難な工事を除き分離発注を原則とする。

(別途、『専門工事発注における業者選定について』も参考とする。)

3 総合評価方式の適用について

総合評価方式を適用する工事は、三重県総合評価方式の運用ガイドラインによるものとする。

4 実施時期

この取扱いは、平成14年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成15年1月14日から実施する。

この取扱いは、平成15年7月1日から実施する。

この取扱いは、平成16年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成18年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成19年4月1日から実施する。

この取扱いは、平成20年4月1日から実施する。

この取扱いは、平成21年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成22年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成23年4月1日から実施する。

この取扱いは、平成23年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成26年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成27年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成28年6月1日から実施する。

2019.06.01

この取り扱いは、平成30年6月1日から実施する。

この取り扱いは、令和元年6月1日から実施する。

(同日の一般競争入札については公告、指名競争入札については指名通知にかかるものから適用)

(別表 1)

発 注 方 法

(令和元 6 月 1 日適用)

1 土木一式工事

一 般 競 争 入 札	(条件付き一般競争入札)				
	県内Aランク (特定JVを想定)	県内Aランク 1,000点以上		管内Bランク	
	管内Aランク (特定JVを想定)	管内Aランク			管内Cランク
W T O	県外業者 Aランク (特殊工事等JV)	参加資格要件 公共工事、同種工事、地域条件、工事成績、 配置予定技術者 等			

1,500万SDR 3億円 1.5億円 7千万円 3千万円 2.5千万円 2千万円

- ・参加可能業者数が少ない場合は、上位ランクが参加することができる。
また、7千万円以上 1.5 億円未満の工事では、県内Aランク 1,000 点以上の参加を考慮することができる。
- ・難易度の高い維持修繕工事、県民の生活の安全・安心の確保に資する工事などは、上位ランクによる入札とすることができる。
- ・Cランクで施工実績を求める場合は、必要に応じて県の受注実績などを考慮し、適切な設定を行うものとする。
- ・高度で専門的な技術を要する等の工事で、県内業者の育成のためやむを得ず県外業者との特定JVにより発注する場合は、県外まで地域を拡大することができる。
- ・特定JVについては、三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱による。
- ・土木工事の特定JVについては、別添1「土木工事における共同企業体構成の考え方」等による。
- ・上下水道の管工事を含む。

2 建築一式工事

一般競争入札	(条件付き一般競争入札)			
	県内Aランク (特定IVを想定)	県内Aランク 900点以上	県内の指定する地域の 県内Bランク	
	県内の指定する地域の 県内Aランク (特定IVを想定)	県内の指定する地域の 県内Aランク		県内の指定する地域の 県内Cランク
W T O	県外業者 Aランク (特殊工事等IV)	参加資格要件 同種工事、地域条件、工事成績、配置予定技術者 等		

1,500万SDR 5億円 2億円 1億円 5千万円 1.5千万円

- ・参加可能業者数が少ない場合は県外まで地域を拡大することができる。
- ・高度で専門的な技術を要する等の工事で、県内業者の育成のためやむを得ず県外業者との特定JVにより、発注する場合は、県外まで地域を拡大することができる。

3 電気工事・管工事（建築設備工事）

一般競争入札	(条件付き一般競争入札)		
	県内Aランク (特定JVを想定)	県内Aランク	県内の指定する地域の 県内Bランク
	県内の指定する地域の 県内Aランク (特定JVを想定)		県内の指定する地域の 県内Aランク
W T O	県外業者 Aランク (特定JVを想定)	参加資格要件 同種工事、地域条件、工事成績、配置予定技術者 等	

1,500万SDR 2億円 3千万円 1.5千万円

- ・参加可能業者数が少ない場合は県外まで地域を拡大することができる。
- ・高度で専門的な技術を要する等の工事については、ランクを問わず県外まで地域を拡大することができる。
- ・特定JVについては、三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱による。
なお、共同企業体による施工になじまないと認められる工事については対象外とすることができる。

4 電気工事・管工事（建築設備工事を除く）

一般競争入札	(条件付き一般競争入札)		
	県内Aランク	県内の指定する地域の 県内Aランク	管内Bランク
	管内Aランク		
W T O	県外業者 Aランク	参加資格要件 同種工事、公共工事、地域条件、 工事成績、配置予定技術者 等	

1,500万SDR 2億円 3千万円 1.5千万円

- ・参加可能業者数が少ない場合は県外まで地域を拡大することができる。
- ・高度で専門的な技術を要する等の工事については、ランクを問わず県外まで地域を拡大することができる。
※高度で専門的な技術を要する等の工事とは、水力発電所・浄水場・下水処理場・ポンプ等における主要機器の設置、改修、調整整備工事及びこれに類する工事とする。
- ・工事の規模、内容等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事については、特定建設工事共同企業体に発注することができる。

5 舗装工事

(条件付き一般競争入札)			
準県内Aランク 1,100点以上		準管内Bランク 管内Bランク	
管外Aランク 950点以上	準管内Aランク 950点以上	準管内Aランク	
管内Aランク 830点以上		管内Aランク	

2億円
7千万円
2千万円
5百万円

参加資格要件：同種工事、公共工事、地域条件、工事成績、配置予定技術者 等

管外業者：県内に建設業法に基づく主たる営業所を置く業者で、県内に As プラント又は施工機械等を保有し施工体制のある管外業者で、当該年度又は過去 1 5 か年度に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を有するもの。

準県内業者：県内（又は管内）に建設業法に基づく営業所を置く県外業者で、県内に As プラント又は施工機械等を保有し施工体制のある業者で、当該年度又は過去 1 5 か年度に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を有するもの。

準管内業者：管内に建設業法に基づく営業所を置く県内業者で、県内に As プラント又は施工機械等を保有し施工体制のある管外業者で、当該年度又は過去 1 5 か年度に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を有するもの。

- ・ 詳細については、「専門工事発注における業者選定について」を参照すること。
- ・ 参加可能業者数が少ない場合は範囲を拡大することができる。
- ・ 2 億円以上の工事に際しては県庁事業課と協議する。
- ・ 「屋外体育施設の建設指針（公益財団法人日本体育施設協会）」による学校等の屋外運動施設の舗装工事は「専門工事発注における業者選定について（9）屋外運動施設工事」による。

6 造園工事

(条件付き一般競争入札)	
県内Aランク	管内Bランク
	管内Aランク

2億円
7百万円

参加資格要件：同種工事、公共工事、地域条件、工事成績、配置予定技術者 等

- ・ 2 億円以上の工事に際しては県庁事業課と協議する。
- ・ 参加可能業者数が少ない場合は、地域を県内まで拡大することができる。

7 その他工事

以下の工事については、別途『専門工事発注における業者選定について』によることとする。

- (1) 橋梁上部工工事（鋼橋・P C 橋）
- (2) 舗装工事
- (3) 法面処理工事
- (4) 海洋土木工事
- (5) 交安（二種）工事
- (6) 塗装工事
- (7) 造園工事
- (8) 解体工事
- (9) 屋外運動施設工事
- (10) 推進工事

別添 1

土木工事における共同企業体構成の考え方

1) 一般的な土木一式工事

(1) 12億円未満の工事

1,000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
		管外 管内		管外	管内
	参加出来ない	工事内容により同種工事 の施工実績が必要	参加出来ない	(地域を指定) 施工実績等の 条件問わない	施工実績等の 条件問わない

注1) 上記にかかわらず、工事内容により同種工事の有資格者が少ない場合は、県外業者（1,200点以上）も参加できることとする。

注2) 12億円未満の推進工事（下水道）は一般的な土木一式として扱う。

注3) JV構成員について、管外で地域を指定する場合は、原則として隣接管内を単位として考えることとする。

(2) 12億円以上の工事

1,000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員 1		JV構成員 2		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
	参加出来ない	工事内容により 同種工事の施 工実績が必要	参加出来ない	施工実績等の 条件問わない	参加出来ない	管外	管内
						(<u>地域を指定</u>) 施工実績等の 条件問わない	施工実績等の 条件問わない

注) JV構成員2について、管外で地域を指定する場合は、原則として隣接管内を単位として考えることとする。

2) 一般的な土木一式以外の工事

(1) 12億円未満の工事

- ① トンネル工事 注) 断層帯、破碎帯、湧水帯等があり技術的に困難な工事に適用。

1,200点 1,000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
	同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	管外 <u>(地域を指定)</u> 施工実績等の 条件問わない	管内 施工実績等の 条件問わない

- ② 海洋土木工事 注) 特殊ケーソン、ポンプ浚渫、軟弱地盤改良工事等の専門工事に適用。

1,200点 1,000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
	同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	管外 (<u>地域を指定</u>) 施工実績等の 条件問わない	管内 施工実績等の 条件問わない

③ 河川排水機場工事等、下水道土木工事

1,200点 1,000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
	同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	管外 (<u>地域を指定</u>) 施工実績等の 条件問わない	管内 施工実績等の 条件問わない

注1) 下水道土木工事とは、下水道処理施設及び中継ポンプ場施設にかかる土木工事。

④ シールド工事

1,200点 1,000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
	同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	管外 (<u>地域を指定</u>) 施工実績等の 条件問わない	管内 施工実績等の 条件問わない

全体注) JV構成員について、管外で地域を指定する場合は、原則として隣接管内を単位として考えることとする。

(2) 12億円以上の工事

① トンネル工事

1,200点 1,100点 1,000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員 1			JV構成員 2		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者		県外業者	県内業者	
	同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	管外 施工実績 等の条件 問わない	管内 施工実績 等の条件 問わない	参加出来ない	管外 (地域を指定) 施工実績 等の条件 問わない	管内 施工実績 等の条件 問わない

② シールド工事

1,200点 1,100点 1,000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員 1			JV構成員 2		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者		県外業者	県内業者	
	同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	管外 施工実績等の条件 問わない	管内 施工実績等の条件 問わない	参加出来ない	管外 (地域を指定) 施工実績等の条件 問わない	管内 施工実績等の条件 問わない

③ 下水道土木工事

1,200点 1,100点 1,000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員 1			JV構成員 2		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者		県外業者	県内業者	
	同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	管外 施工実績等の条件 問わない	管内 施工実績等の条件 問わない	参加出来ない	管外 (地域を指定) 施工実績等の条件 問わない	管内 施工実績等の条件 問わない

全体注) JV構成員2について、管外で地域を指定する場合は、原則として隣接管内を単位として考えることとする。

3) その他

1, 500万SDR以上(WTO対象)及び特殊な事業については別途県庁事業室と協議することとする。

- 附則 この考え方は、平成16年6月1日から施行する。
 附則 この考え方は、平成19年4月1日から施行する。
 附則 この考え方は、平成20年4月1日から施行する。
 附則 この考え方は、平成21年6月1日から施行する。
 附則 この考え方は、平成22年6月1日から施行する。
 附則 この考え方は、平成27年6月1日から施行する。